

春は就職・進学・転勤の季節です

届出をお忘れなく

住所を変更するときは、転入・転出等の届出が必要です。

届出の際に必要な書類がない場合は、手続きができないことがありますので、ご確認のうえ、市民課窓口にお越しください。

【転出届】（他市区町村に住所を移すとき）

- ・ 必要なもの
 - ・ 本人確認書類（免許証、パスポート等）
 - ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方）
 - ・ 印鑑（認め印可）
 - ・ 代理人選任届（代理の方が手続するとき）
 - ・ 在留カードまたは外国人登録証（外国籍の方）
 - ・ その他返納の必要があるもの（印鑑登録証、国民健康保険証、各種医療受給者証など）
- ※転出先住所、転出日をご確認のうえ、手続きをしてください。
- 転出届をすると、「転出証明書（無料）」が交付されます。この「転出証明書」を添えて、新しい住所地で転入届をしてください。

【転入届】（他市区町村から下野市に住所を移すとき）

- ・ 必要なもの
 - ・ 前住所地で交付された「転出証明書」
 - ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方）
 - ・ 印鑑（認め印可）
 - ・ 代理人選任届（代理の方が手続するとき）
 - ・ 在留カードまたは外国人登録証（外国籍の方）
 - ・ 本人確認書類（免許証、パスポート等）
 - ・ その他、該当する手続に必要な書類
- （例）
- ・ 児童手当・保護者の健康保険証、預金通帳、児童手当所得証明書など
 - ・ こども医療費助成・お子様の保険証、保護者の預金通帳など

■ 問い合わせ先

- 市民課
- 国分寺窓口 ☎(40)5557
- 南河内窓口 ☎(48)2111
- 石橋窓口 ☎(52)1111

— 平日に手続きが

できない方へ —

市民課国分寺窓口の 土日開庁のお知らせ

住所異動の時期に伴い、市民課の窓口を土日も開庁します。

お仕事の都合などで平日に手続きができない方はご利用ください。

なお、一部の業務及び他市区町村・関係各課等に照会や確認を必要とする手続きにつきましては、お取り扱いできません。

また、内容によっては、再度お越しいただくこともありますので、ご了承ください。

【取り扱い業務】

届書の受付

- ・ 転入、転出、転居、世帯変更届
- ・ 印鑑登録（市民カードのみ）
- ・ 国民健康保険及び国民年金の取得・喪失の届出

※短期保険証及び資格者証及び各種受給者証の受付はできません。

証明書の交付

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑証明書
- ・ 戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）

その他

- ・ 住所の異動等に関連する業務（児童手当認定請求、各種医療助成申請など）

■ 開庁日

- ・ 3月29日(土)
- ・ 3月30日(日)
- ・ 4月5日(土)
- ・ 4月6日(日)

■ 開庁時間

午前8時30分～正午

■ 開庁場所

国分寺庁舎市民課窓口
（石橋窓口・南河内窓口は開庁しませんのでご注意ください。）

○ 取扱いできない業務

- ・ 住民基本台帳ネットワーク関係業務（住民基本台帳カードの申請・交付など）
- ・ パスポート関係業務（申請・交付など）
- ・ 公的個人認証サービス業務
- ・ 住居表示の届出
- ・ 住居表示地区（大光寺、花の木、大松山、駅東）への転入・転居のうち住居番号が付番されていない建物への届出
- ・ 区画整理地内（仁良川）への転入・転居などで地番の確認を要するもの
- ・ 他市区町村や関係各課への確認が必要な業務

※ご不明な点は事前にご確認ください。

■ 問い合わせ先

- 市民課 ☎(40)5557